

介護保険料(65歳以上の方)本算定のご案内

◆介護保険料(年額)の通知を発送します

本算定通知とは、市民税額の確定に伴い、令和5年度の年間保険料を決定(確定賦課)したもので、各納期の保険料については、既に到来した納期と今後到来する納期の保険料の合計額が、年間保険料額になるように調整しています。

(年額)	(仮徴収)	(以降の納期に振り分け)						
確定した 令和5年度 保険料	<table border="1"> <tr> <td>特別徴収</td> <td>4月・6月・8月</td> </tr> <tr> <td>普通徴収</td> <td>第1期・第2期</td> </tr> </table>	特別徴収	4月・6月・8月	普通徴収	第1期・第2期	<table border="1"> <tr> <td>10月・12月・令和6年2月の3回</td> </tr> <tr> <td>第3期・第4期・第5期・第6期の4回</td> </tr> </table>	10月・12月・令和6年2月の3回	第3期・第4期・第5期・第6期の4回
特別徴収	4月・6月・8月							
普通徴収	第1期・第2期							
10月・12月・令和6年2月の3回								
第3期・第4期・第5期・第6期の4回								

◆保険料の納め方

●特別徴収(年金からの天引き)…65歳以上で、年金(老齢・退職年金、障害年金、遺族年金)を年額18万円以上受給されている方

2カ月おきに支払われる年金から、支払いごとに保険料が天引きされます。

→介護保険料額決定通知は、8月上旬に発送します。

●普通徴収(納付書、口座振替による納付)…年金が年額18万円未満の方、年度の途中で65歳になられた方、他市町村から転入した方、年度の途中で介護保険料の変更があった方など

口座振替をご利用いただくか、納付書を利用して弥富市指定の金融機関窓口、コンビニエンスストア、スマートフォンアプリなどで納めます。口座振替をご登録いただくと、金融機関に出向く手間が省け、納め忘れの心配がありません。

→介護保険料額決定通知は、8月下旬に発送します。

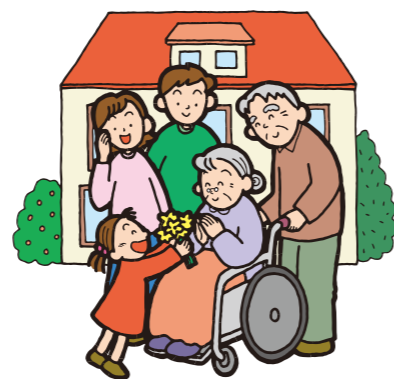
賦課明細書(本徴収分)と第3期から第6期の納入通知書をまとめたものを送付します。

普通徴収の納期限(令和5年度)

第2期	第3期	第4期	第5期	第6期
7月31日(月)	10月2日(月)	11月30日(木)	令和6年 1月31日(水)	令和6年 4月1日(月)

◆65歳(第1号被保険者)からの介護保険料について

40歳から64歳までの介護保険料は、各医療保険料(国民健康保険、社会保険、共済保険など)に含まれて徴収されますが、65歳になると介護保険料の決め方と納め方が変わります。特別徴収(年金からの天引き)が始まるまでの間は、普通徴収(納付書または口座振替)で納めていただくことになります。4月から8月生まれの方は8月に、9月から3月生まれの方は誕生日月の翌月までに納付書をお送りしますので、最寄りの金融機関などでお支払いをお願いします。



☎市役所介護高齢課(内線172～175)

障がい者手当制度

心身障がい者扶助料(市制度)

●対象者および支給額(月額)

- 1種 身体障がい者手帳1級または2級かつ療育手帳A判定の方 7,000円
- 2種 身体障がい者手帳1～2級の方、療育手帳A判定の方、身体障がい者手帳3級かつ療育手帳B判定の方 3,500円
- 3種 身体障がい者手帳3～4級の方、療育手帳B判定の方 2,500円
- 4種 身体障がい者手帳5～6級の方、療育手帳C判定の方 1,500円

●支給できない方 施設に入所している方

精神障がい者給付金(市制度)

●対象者および支給額(月額)

- ・精神障がい者保健福祉手帳1級の方 3,500円
- ・精神障がい者保健福祉手帳2級の方 2,500円
- ・精神障がい者保健福祉手帳3級の方 1,500円

●支給できない方 施設に入所している方

愛知県在宅重度障がい者手当(県制度)

●対象者および支給額(月額)

- 1種 身体障がい者手帳1級または2級かつ療育手帳A判定の方 15,500円
- 2種 身体障がい者手帳1～2級の方、療育手帳A判定の方、身体障がい者手帳3級かつ療育手帳B判定の方 6,750円(65歳以上で新たに手帳を取得した方を除く)

●支給できない方

- ①特別障がい者手当などの国制度の手当を受給している方
- ②施設に入所している方
- ③医療機関に長期入院(3カ月以上)している方
- ④一定の所得のある世帯の方
- ⑤平成20年4月1日以降、65歳以上で新たに手帳を取得した方(第2種手当該当の方のみ)

特別障がい者手当(国制度)

重度の障がいを有し、日常生活において常時特別な介護を必要とする、20歳以上の方(施設入所者、長期入院者を除く。)に手当を支給します。

●対象者 ①～④のいずれかの条件に該当する方

- ①身体障がい2級(一部を除く。)以上の障がいを重複して有する方
- ②身体障がい2級(一部を除く。)以上の障がいを有する方で、IQ20以下の方または常時介護が必要な精神障がいを有する方
- ③身体障がい2級(一部を除く。)以上の障がいを有する方またはIQ20以下の方もしくは常時介護が必要な精神障がいを有する方で、他に身体障がい3級相当の障がいを2つ以上有する方
- ④身体障がい2級(一部を除く。)以上の障がいを有する方またはIQ20以下の方もしくはこれと同程度の障がいまたは病状を有する方で、日常生活においてほぼ全面介護が必要な方

●支給額

- 【国制度分】月額27,980円
- 【県制度分】手当の対象者のうち、次に該当する方は、国制度分に加算して支給されます。
- A種 身体障がい1級または2級かつIQ35以下の方 月額6,850円
- B種 身体障がい1級、2級の方またはIQ35以下の方 月額1,050円

●支給できない方

- ①施設に入所している方
- ②医療機関に長期入院(3か月以上)している方
- ③一定の所得のある世帯の方

障がい児福祉手当(国制度)

重度の障がいを有し、日常生活において常時特別な介護を必要とする、20歳未満の方(施設入所者を除く。)に手当を支給します。

●対象者 ①～③のいずれかの条件に該当される方

- ①身体障がい者1級(2級の一部を含む。)の障がいを有する方
- ②IQ20以下の方
- ③①・②と同程度の障がいまたは病状で、常時介護が必要な方

●支給額

- 【国制度分】月額15,220円
- 【県制度分】手当の対象者のうち、次に該当する方は、国制度分に加算して支給されます。
- A種 身体障がい1級または2級かつIQ35以下の方 月額6,900円
- B種 身体障がい1級、2級の方またはIQ35以下の方 月額1,150円

●支給できない方 ①施設に入所している方 ②一定の所得のある世帯の方

☎市役所福祉課(内線162・163)

